

## 2-4 銃器及び実包の管理

### 2-4-1 銃器及び実包の保管に関する規定

1995年デクレ95-589号において、第4カテゴリーに該当する銃器及び実包の所持者は、金庫又は頑丈な保管庫内で保管しなければならないと規定されている。銃器の所持者には、当該銃器が第三者によって使用されないようにするためのあらゆる措置を行う義務がある。銃器所持の許可証を申請する際及び許可証を更新する際には、銃器を保管する金庫や保管庫などを有していることを証明する書類（金庫の領収書など）を添付しなければならない<sup>114</sup>が、銃器と実包を別々に保管しなければならないという規定はない<sup>115</sup>。

ライフルや散弾銃などの猟銃（第5カテゴリーに該当する銃器）については、金庫による保管に関する規定は設けられていない。しかし、多くの狩猟者が安全のため、猟銃を鍵付きのケースに保管している<sup>116</sup>。

又、射撃用の銃器については、自宅で保管されることが一般的であり、射撃クラブなどでの一括保管は行われてない。一括保管は逆に盗難のリスクを高めることから、実施の予定はない<sup>117</sup>。

第4カテゴリーの銃器は金庫での保管が義務付けられている。



出所：パリ市警察提供

<sup>114</sup> 1995年デクレ95-589号第48-1条

<sup>115</sup> ONCFS ヒアリング

<sup>116</sup> 同上

<sup>117</sup> 同上

## 2-4-2 取得・保持が許可される実包数量

1995年デクレ95-589号において、以下の実包の取得が認められている<sup>118</sup>。

対象者	許可されている実包数量
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 公務員、警察、公安官、行政関東公務に携わる者(第25条)</li><li>■ 貨物護送の業務に携わる者(第26条)</li><li>■ 祭礼・催事での射的業者(第29条)</li><li>■ 第4カテゴリーの一部に属する銃器(第31条)</li></ul>	銃器1丁につき50個
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 第1カテゴリーの一部に属する銃器(第33条)</li><li>■ 第4カテゴリーに属する銃器(第33条)</li><li>■ 銃器の検査会社(第33条)</li></ul>	銃器1丁につき200個
<ul style="list-style-type: none"><li>■ スポーツ射撃を目的とする第1カテゴリーの一部に属する銃器(第28条)</li></ul>	銃器1丁につき1,000個

射撃用の銃器であれば、1年間に銃器1丁に対し1,000発まで実包を所有することができる。1年未満の間に1,000発の実包を全て使用した場合は、所轄の警察署長に在庫補充許可を申請し、追加的に1,000発を取得することが可能である。警察署が置かれていない地域の場合は、憲兵隊指揮官に提出する。各申請は警察署において登録され、審査が行われる<sup>119</sup>。

## 2-4-3 実包の購入（譲受け）に関する規定

スポーツ協会は、ある一定の条件を満たせば、第5及び第7カテゴリーの実包を会員に譲渡することができる。その際、まず、譲渡の事実を県庁に届け出でなければならない。又、譲渡された実包は、公認を受けた射撃場内で使用されなければならない。

<sup>118</sup> 1995年デクレ95-589号第35条

<sup>119</sup> 1995年デクレ95-589号第43条